○国土交通省告示第三百六十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年四月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　奈良県坪内地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を村道坪内弁天線の山側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

奈良県吉野郡天川村大字坪内

六八番一　一号

三〇六番　二号及び三号

三〇七番二　四号

三〇七番三　五号

三〇八番　六号

三一七番一　七号

一四七番一　八号

○防衛省告示第七十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間